

平成 24 年 12 月 27 日

長岡市教育委員会（臨時会）会議録

長岡市教育委員会

1 日 時 平成 24 年 12 月 27 日 (木曜日)

午前 11 時 15 分から正午まで

2 場 所 アオーレ西棟 4 階 第 1 会議室

3 出席委員

委員長 大橋 岑生 委 員 羽賀 友信 委 員 中村 美和
委 員 青柳 由美子 教育長 加藤 孝博

4 職務のため出席した者

| | | | |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 教育部長 | 佐藤 伸吉 | 子育て支援部長 | 矢沢 康子 |
| 教育総務課長 | 若月 和浩 | 教育施設課長 | 安部 和則 |
| 学務課長 | 近藤 知彦 | 学校教育課長 | 田中 仁 |
| 保育課長 | 栗林 洋子 | 学校教育課主幹兼管理指導主事 | 関谷 祐二 |
| 学校教育課主幹兼管理指導主事 | 山田 修 | 学校教育課主幹兼管理指導主事 | 大矢 慎一 |

5 事務のため出席した者

教育総務課庶務係長 水内 智憲 教育総務課庶務係 平澤 司

6 議事日程

| 日程 | 議案番号 | 案 件 |
|----|------|-------------|
| 1 | | 会議録署名委員について |
| 2 | | 委員長の選挙 |
| 3 | | 委員長職務代行者の指定 |
| 4 | | 議席の指定 |

7 会議の経過

(羽賀委員) これより教育委員会臨時会を開会する。

(若月教育総務課長) 12月26日をもって、大橋委員の教育委員及び教育委員長の任期が満了となった。この度、市議会12月定例会において議会の同意を受け、本日12月27日から教育委員に再任された。これに伴い、本日、委員長の選挙、委員長職務代行者の指定及び議席の指定を行う。なお、本日は委員長が不在のため、会議規則第12条の規定により、教育委員長職務代行者である羽賀委員に進行をお願いしたい。

日程第1 会議録署名委員について

(羽賀委員) 日程第1 会議録署名委員の指名を行う。会議録署名委員については、会議規則第44条第2項の規定により、中村委員及び加藤委員を指名する。

日程第2 委員長の選挙

(羽賀委員) 日程第2 委員長の選挙を行う。選挙の方法について事務局の説明を求める。

(若月教育総務課長) 選挙の方法については、会議規則第1条の規定により、投票

又は指名推選のいずれかの方法によることとなっている。投票による選挙は委員の互選とし、無記名で投票を行い、最高票を得た者を当選人とする。また指名推選の場合は、出席委員全員の同意を必要とする。

(羽賀委員) いずれの方法が良いか。

(中村委員) 指名推選が良いのではないか。

(羽賀委員) 中村委員から指名推選で行ってはどうかとの発言があったが、他に意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(羽賀委員) 異議がないようなので、委員長の選挙は指名推選の方法で行う。それでは指名推選の発言をお願いしたい。

(青柳委員) 大橋委員を推選する。

(羽賀委員) 青柳委員から、大橋委員を委員長にとの発言があったが、他に意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(羽賀委員) なしと認める。よって、指名推選のとおり大橋委員を委員長に決定する。異議はないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(羽賀委員) ただ今の選挙により、大橋委員が委員長に選任された。

(大橋委員長) ただ今の選挙により委員長に選任された。今後1年間、私大橋が委員長を務めさせていただく。委員の皆さん、それから事務局の皆さんには、これまでも尽力していただいた。私も精一杯努めるので、今後もよろしくお願ひしたい。

日程第3 委員長職務代行者の指定

(大橋委員長) 日程第3 委員長職務代行者の指定を行う。委員長職務代行者の指定については、会議規則第2条の規定により、委員長の推薦により委員会が行うこととなっている。そこで第1順位は羽賀委員、第2順位は中村委員とする。これに異議はないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって第1順位は羽賀委員、第2順位は中村委員に決定する。

日程第4 議席の指定

(大橋委員長) 日程第4 議席の指定を行う。議席の指定については、会議規則第7条の規定により、委員長が指定することとなっているので、ただいまの着席のとおりに指定する。

(大橋委員長) 本日の日程は終了する。次に協議報告事項に入る。インフルエンザ様疾患及び感染性胃腸炎の発生状況について、事務局の説明を求める。

(近藤学務課長) インフルエンザ様疾患及び感染性胃腸炎の発生状況等について説明する。新聞報道にあったとおり、県内はインフルエンザの流行期に入っており、ノロウイルスを中心とした感染性胃腸炎も、全国的に流行している状況である。長岡市内の保育園、幼稚園及び小・中学校の発症状況について説明する。まず、インフルエンザについてであるが、11月下旬頃から発生している。これまで小学校で69名、中学校で28名、保育園・幼稚園で68名が発症した。これに伴い、川崎東小学校は学級閉鎖及び学年閉鎖の措置をとり、三島中学校は学級閉鎖の措置をとった。最終的に、川崎東小学校では3学級が学級閉鎖となり、2学年が学年閉鎖となった。また、三島中学校では1学級が学級閉鎖となった。また、保育園については、宮本保育園と宮内保育園の2園が登園自粛の措置をとった。昨年よりも学級閉鎖等の時期が早く、流行が早いと言える。各学校及び保育園宛てに、早めの受診、うがい、手洗いの励行及び人ごみを避ける等の対策について通知している。続いて感染性胃腸炎についてであるが、小学校では上塩小学校、越路西小学校の2校、保育園では来迎寺保育園、日越保育園、宮本保育園の3園で発症した。感染性胃腸炎はノロウイルスが原因との報道がされているが、他にもロタウイルス、アデノウイルスなども原因となり得る。昨年は1月から4月にかけて多数発生しているので、今後も引き続き注意喚起していきたい。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 質疑、意見なしと認める。次に、与板小学校におけるガラス破損事件について、事務局の説明を求める。

(安部教育施設課長) 12月14日午前7時30分頃、与板小学校の体育館のガラスが多数割られているのを出勤した学校管理員が発見し、与板警察署に通報するとともに教育施設課に連絡があった。被害状況は配布資料の写真のとおりである。体育館下部換気用窓ガラス24枚とギャラリー窓ガラス2枚の計26枚が破損しており、体育館内に硬式野球ボールが2個落ちていた。与板警察署の現場検証、教育施設課の現場確認の後、窓ガラスを早急に修繕した。下部ガラスはガラスに代えてアルミパネルを設置し、ギャラリー部は従来ガラスに入れ替えた。当校は住宅地の外れにあり、足跡の状況から、土手沿いの柵を乗り越えて侵入したものとみられる。12月11日にも、与板小学校、与板中学校でそれぞれ体育館、図書館のガラス2枚が割られ、学校から与板警察署に被害届を出すとともに、警備の強化を依頼していたところであった。被害額はガラス26枚で171,400円であり、翌15日には修繕が完了した。過去にもいたずらの範囲でそのようなことはあったが、これだけ大量の被害は初めてなので、警備会社に警備強化を、与板警察署に防犯巡回の強化を依頼するとともに、学校から保護者やPTAに事故の状況と経過報告をした。

(関谷学校教育課主幹兼管理指導主事) 12月25日に与板警察署から与板小学校へ連絡があり、少年2名の犯行とほぼ断定された。今後事件として処理される。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(中村委員) 下部ガラスをアルミパネルにしたのはなぜか。

(安部教育施設課長) 下部ガラスについては、強度的に強化ガラスかアルミパネルにするのが適当である。今回割れたガラスは、3ミリの厚さの家庭用と同じガラスであったため、体育館内に飛散してその後の体育館での活動に影響を与えた。下部ガラスは位置的に割れやすい場所にあるため、今後も同様のケースがあった場合には強化ガラスやアルミパネルにして、強度を確保したいと考えている。

(中村委員) 今年度の運動会で、学校の付近を警察がパトロールしたり、外部の生徒を入場させないなどの措置をとった学校がある。これまでそのような対応はなか

ったと思うが、今年度に入って生徒が荒れ始めたという傾向があるのか。

(山田学校教育課主幹兼管理指導主事) 市内及び市外の一部の学校の生徒に好ましくない状況があったため、警戒態勢をとったものである。

(加藤教育長) このような対応は必要に応じて以前から行っている。教職員が運動会で警備をしたり、警察官からも私服で巡回してもらったりしたこともある。卒業式でも同様の対応をしたことがある。現在は携帯電話があるため、子どもたちの交友範囲が広域化し、学校も対応が大変である。

(中村委員) なぜ、少年2名の犯行であるとほぼ断定できたのか。

(関谷学校教育課主幹兼管理指導主事) 与板警察署が物的証拠や足跡を調べた結果である。証拠を固めて本人に事情聴取したところ本人も認めたとのことである。

(大橋委員長) 他に質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 質疑、意見なしと認める。次に、生徒及び教職員に関する事故についてであるが、個人情報に関する内容が含まれているため、秘密会が適当ではないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) では、秘密会とする。

————— 会議規則第43条の規定により記録中止 —————

(大橋委員長) 他に協議報告事項はないか。これをもって協議報告事項を終了し、本日の臨時会を終了する。

会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

長岡市教育委員会委員長

長岡市教育委員会委員

長岡市教育委員会委員